



よくある疑問に答えます！

Q. マイナンバーを集めて、悪用されたりしませんか？

A. 悪用されないよう、法令で厳しく制限しています。
 マイナンバーの利用範囲は、法令で厳しく制限されています。法令で定められた利用範囲を超えてマイナンバーを収集・提供した場合、刑事罰が科せられることもあります。

マイナちゃんからのアドバイス★

マイナンバー法では、個人情報保護法などよりも厳しい罰則が設けられているよ。



Q. マイナンバーが漏えいしたら、個人情報も全部漏れる？

A. 個人情報の漏えいの連鎖を防いでいます。
 個人情報はこれまでどおり各機関で分散して管理するので、万が一どこかの機関でマイナンバーを含む個人情報が漏えいしたとしても、そこから芽づる式に情報が漏れることはありません。

マイナちゃんからのアドバイス★

各行政機関の専用ネットワークでのやりとりには、マイナンバーは直接使わないよ。



Q. マイナンバーカードのICチップには大事な情報が入っているの？

A. ICチップには税や年金などの大事な情報は入っていません！
 マイナンバーカードのICチップに入っているものは、住所氏名などマイナンバーカードに記載されている情報や電子証明書などで、税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っていません。

マイナちゃんからのアドバイス★

健康保険証として使用しても、特定健診情報や薬剤情報などがICチップに入ることはないよ！



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問い合わせ

マイナンバー
総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

マイナンバー

受付時間
平日 9時30分～20時00分
土日祝 9時30分～17時30分(年末年始を除く)

●一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合のお問い合わせ先
 マイナンバーカード等 **050-3818-1250**
 その他のお問い合わせ **050-3816-9405**

紛失・盗難による
マイナンバーカードの
一時利用停止については
24時間365日
受け付けています！



●英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
 This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.
 マイナンバー制度について **0120-0178-26**
 Inquiries about My Number System
 マイナンバーカード等 **0120-0178-27**
 Inquiries about My Number Card etc.

マイナンバー(社会保障・税番号制度)ホームページ <https://www.cao.go.jp/bangouseido/>



「マイナンバーってどんなときに使うの？」にお答えします！

マイナンバー まるわかりガイド

保存版

便利で暮らしやすい
社会づくりのために
生まれたマイナンバー
制度をご紹介します！

国民の
利便性の
向上

マイナンバー制度
3つの目的

行政の
効率化

公平・公正な
社会の実現



あなたの人生とともに歩む「マイナンバー（個人番号）」

マイナンバーの利用は、法令で定められた範囲（社会保障・税・災害対策分野）に限定されています。マイナンバーの提供を求められた場合は、利用目的をご確認ください。

あなたの人生のなかで、マイナンバーを提供するときって、たくさんあるんです！

※マイナンバーを提供する際は、マイナンバーが確認できる書類と本人確認書類をご用意ください。



マイナンバー提供時に必要な書類の例

- (例1) マイナンバーカード(番号確認と本人確認)
- (例2) 通知カード(番号確認)+運転免許証またはパスポートなど(本人確認)
- (例3) 個人番号が記載された住民票の写しなど(番号確認)+運転免許証またはパスポートなど(本人確認)

※顔写真のない本人確認書類の場合は、2種類以上必要です。
※通知カードについては、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に使用できます。

情報連携でますます便利に！

行政機関同士が専用のネットワークシステム上でマイナンバーに紐づく情報をやりとりするので、各種手続きの際に添付書類の準備や提出が不要になります。忙しいあなたもこれで安心！

これまでは、書類をもらいにあちこちへ……

- 〇〇の申請にはB機関で発行する△△の書類が必要です。
- △△の発行にはC機関で〇〇の証明書をもたらってください。
- 〇〇の申請はA機関で行なっているので、A機関へ行って下さい。



マイナンバー制度で添付書類の省略が実現！



※手続きによっては、引き続き添付書類の提出をお願いする場合があります。各種手続きを行う際は、各行政機関等の案内を必ずご確認ください。

これ1枚でOK! マイナンバーカード

公的な本人確認書類になり、1枚でマイナンバーの提示と本人確認ができる！

公的な本人確認書類に！

カードおもて面



顔写真で本人であることを確認！

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の行政手続きに！ICチップの電子証明書はさまざまなサービスに利用可能！



ICチップは民間でも利用可能！

マイナンバーカード1枚でこれだけできる！

- ・e-Tax(国税電子申告・納税システム)などの電子申請もできる！
- ・コンビニで住民票の写しや課税証明書などが取得できる市区町村も！
- ※市区町村によってサービスの内容が異なります。
- ・健康保険証として利用できる1対応する医療機関・薬局は順次拡大！
- 今後、運転免許証との一体化も！(2024年度末(予定))

申請は郵送またはスマホ・パソコンで！

スマートフォンやパソコンからオンラインで行政手続きができる!「マイナポータル」

「マイナポータル」は、政府が運営するオンラインサービスです。ご自宅のパソコンなどから、オンラインで行政手続きを行ったり、行政機関からのお知らせを受け取ったりすることができます。

URL <https://myna-go.jp/>



▲マイナポータルはこちら



マイナポータルではこんなことができます！

- ① 自宅のパソコンやスマホから本人の個人情報が確認できる！
- ② 保育所等の入所申請や、児童手当の申請などの行政手続きがオンラインでできる！
- ③ 今後、あなたの特定健診情報*1、薬剤情報、医療費通知情報*2が確認できるようになる！

行政機関が持っているあなたの情報をチェックできるよ！

見たいときに見られるね！

市区町村窓口に行かなくても申請できてペンリ！

パパとママにもうれしいね！

確定申告の医療費控除*もカンタンに！

【注意事項】

- ・①②は、市区町村によってサービスの内容が異なります。
- ・ご利用の際には、「マイナポータルAPのインストール」と「マイナンバーカード」が必要です(一部のサービスを除く)。
- ・パソコンでのご利用には、マイナンバーカードに対応するICカードリーダー、またはスマートフォンが必要です。
- ・スマートフォンでのご利用には、マイナンバーカードの読み取りに対応している機種に限りです。
- ・パソコン、スマートフォンなどをお持ちでない方もご利用いただけるように全国の市区町村に専用端末を設置しています。

※1… 2021年10月までに順次閲覧できるようになります。なお、保険者により開始時期が異なります。
※2… 薬剤情報は2021年10月(予定)から。医療費通知情報は2021年11月(予定)から。
※3… 2021年分所得税の確定申告(予定)からマイナポータルを通じて2021年9月分以降の医療費通知情報が自動入力できるようになります。